

越生町立越生中学校の部活動に係る活動方針

1 目的

- (1) 授業終了後に、運動や文化的活動などの自発的な活動を行い、生徒の心身の健全な発達を促す。
- (2) 集団活動を通して、進んで規律を守り、たがいに協力して責任を果たすなどの社会的生活を営むに必要な責任、協力、寛容などの望ましい態度を養う。

2 指導方針

生徒は、原則として本校の部活動に所属し、3年間、同じ部で活動できるように指導する。

ただし、以下のように学校外の活動に明確な意思と目的を持って参加する生徒については、本校の部活動への所属を義務づけないものとする。

- (1) 社会体育などの学校外のスポーツや文化的活動などの団体に所属し活動する。
- (2) 福祉・ボランティア活動に取り組み、積極的に活動する。

3 活動時間、休養日の設定について

(1) 活動時間について

平日は2時間程度、休日は3時間程度を目安として活動する。

※この活動時間に、準備や片づけ、活動場所の整備等の時間は含めない。

(2) 休養日について

1週間に休養日を2日以上設ける。原則として平日に1日以上、週休日等の休日に1日以上以上の休養日を設ける。

ただし、週休日等に大会等が計画されており、休日に2日間活動する場合は、管理職に事前に了解をとり、平日に休養日を振り替えるなどして、週に2日間の休養日となるように調整する。

(3) 活動停止日について

中間テストの3日前から最終日の朝、及び期末テストの5日前から最終日の朝までの期間は、部活動の活動停止日とする。

4 活動計画について

各部活動の顧問は、毎月活動計画を作成し、校長に提出する。

また、月末までに、翌月の活動計画を、所属する生徒及び保護者に示す。

5 活動費について

(1) ユニフォーム、用具などは、原則として個人負担とする。

(2) 部単位で使用する用具などは、町からの補助金や、各部で部費として徴収したお金を充てる。

(3) 部費を徴収する場合、金額については部活動保護者会にて承認を得るものとし、年度末に保護者の代表に監査を依頼し、決算報告を行う。

6 その他

その他、越生町教育委員会が策定する「越生町立中学校に係る部活動の方針」に則って活動する。